

「二等無人航空機操縦士実地試験実施細則 回転翼航空機（マルチローター）」の一部改正について

改正案	現行
令和4年10月7日 制定（国空無機第209322号） <u>令和7年12月5日 改正（国空無機第298768号）</u>	令和4年10月7日 制定（国空無機第209322号）
二等無人航空機操縦士実地試験実施細則 回転翼航空機（マルチローター） 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課	二等無人航空機操縦士実地試験実施細則 回転翼航空機（マルチローター） 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課
I. 総則 1. 無人航空機操縦者技能証明の二等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（マルチローター）の実地試験（以下「実地試験」という。）を行う場合は、無人航空機 <u>操縦士</u> 実地試験実施基準（以下「 <u>実施基準</u> 」といふ。）及びこの細則による。 2. ~5. （略） 6. 試験員補助員は、 <u>試験員</u> に対して、減点区画又は不合格区画に機体が進入したことを、知らせるなどの補助業務を行うこととし、採点及び合否判定は実施しない。 7. <u>密閉された建築物等の明らかに風の影響がない屋内で実技試験を実施する場合を除き、試験員又は試験員補助員は、実技試験の各科目開始前に風速計を用いて風速を計測し、実施基準に記述された基準未満の風速であることを確認すること。</u> 8. 試験員又は試験員補助員は、 <u>実地試験</u> の内容を記録し、採点及び合否	I. 総則 1. 無人航空機操縦者技能証明の二等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（マルチローター）の実地試験（以下 <u>単に</u> 「実地試験」といふ。）を行う場合は、無人航空機 <u>操縦者</u> 実地試験実施基準及びこの細則による。 2. ~5. （略） 6. 試験員補助員は、 <u>試験員及び受験者</u> に対して、減点区画又は不合格区画に機体が進入したことを、知らせるなどの補助業務を行うこととし、採点及び合否判定は実施しない。 7. <u>屋外で実技試験を実施する場合は、実技試験の各科目開始前に風速計を用いて風速を計測し、無人航空機操縦者実地試験実施基準に記述された基準以下</u> の風速であることを確認すること。 8. 試験員又は試験員補助員は、 <u>実技試験</u> の内容を記録し、採点及

<p>判定の結果についても記録すること。</p> <p><u>9. 安全確保に必要と判断される場合、試験員又は試験員から指示を受けた試験員補助員若しくは受験者補助員（実技試験を補助する者をいう。以下同じ。）が受験者に代わって操縦を行う。</u></p> <p><u>受験者補助員は、緊急時の安全確保の観点から、必要に応じて受験者が配置するものとする。</u></p> <p><u>10. 受験者補助員は、実技試験を実施する無人航空機の種類について、直近2年間で6月以上の飛行経験かつ50時間以上の飛行実績を有すること。</u></p> <p><u>11. 実施基準の3－8に記載されたやむを得ない事由により実地試験を中止する場合を除き、各試験科目に係る実地試験はその日に完了すること。</u></p> <p><u>12. 実技試験及び口述試験（機体及び操縦装置を作動させて行うものに限る。）にあたり、受験者、試験員、試験員補助員及び受験者補助員は、ヘルメット、保護メガネ等の保護具を着用すること。</u></p>	<p>び合否判定の結果についても記録すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>II. <u>実地</u>試験の減点適用基準</p> <p>1. <u>口述試験（飛行前点検）の減点適用基準</u></p> <p><u>1-1 口述試験のうち、飛行空域及びその他の確認、作動前点検及び作動点検の科目については、次に掲げる基準を標準として減点を行うこととする。</u></p> <p><u>1-2 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。</u></p>	<p>II. <u>実技</u>試験の減点適用基準</p> <p><u>(新設)</u></p>

1-3 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。

1-4 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。

1-5 飛行前点検に係る口述試験を通じて、減点細目に該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いもののみを適用して減点を行う。

1-6 回答又は点検及び記録は制限時間内に行うものとする。制限時間内に回答、点検又は記録を行わなかった場合は、それぞれ未回答、点検漏れ又は記録漏れがあつたものとして取り扱う。

減点細目	減点数	適用事項
航空法等の違反	不	<ul style="list-style-type: none">・受験者が、アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがあると試験員が判断したとき・受験者が必要な機材、機体及び試験場を準備する場合に屋外での試験について次に掲げる事項が判明したとき<ul style="list-style-type: none">・飛行させる無人航空機の登録を受けていない・飛行させる無人航空機に登録記号の表示又は登録記号を識別するための措置を講じていない

		<p><u>・受験者が飛行に必要な法第 132 条の 85 第 2 項又は法第 132 条の 86 第 3 項若しくは第 5 項第 2 号に規定された国土交通大臣による許可又は承認を取得していない又は技能証明及び機体認証を得ていない（ただし、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長が認めた場合を除く。）</u></p>	
<u>危険な操作</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>・危険な速度（概ね 5 m/s 以上）で機体を飛行させたとき</u> <u>・試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき</u> <u>・合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき</u> <u>・周囲の安全を確保することなく推進系統等を作動させて点検を行ったとき</u> 	
<u>墜落、損傷、制御不能</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>・機体を墜落させたとき</u> <u>・機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき</u> <u>・機体を損傷させたとき</u> <u>・機体を制御不能に陥らせたとき</u> 	
<u>不正行為</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>・受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき</u> <u>・受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行</u> 	

		<u>ったとき</u>	
<u>点検漏れ</u>	<u>10</u>	・ <u>実技試験において行う飛行のために必要な点検を一つでも行わなかつたとき</u>	
<u>日常点検記録の記載漏れ又は誤り</u>	<u>5</u>	・ <u>提供される日常点検記録の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかつたとき又は誤りがあったとき</u>	
<u>日常点検記録の軽微な誤り</u>	<u>1</u>	・ <u>提供された様式の記入方法に従わず記録し、点検日時や点検場所等を誤って記載を行つたとき</u>	

2. 実技試験の減点適用基準

2-1 次に掲げる基準を標準として、実技試験の減点を行うこととする。

2-2 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。

2-3 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。

2-4 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。

2-5 実技試験では、減点区画に機体の半分以上が進入した場合は、

II. 実技試験の減点適用基準

1. 次に掲げる基準を標準として、実技試験の減点を行うこととする。

2. 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。

3. 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。

4. 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。

5. 実技試験では、減点区画に機体の半分以上が進入した場合は、

減点対象となる。ただし、移動開始地点から移動完了地点への飛行区画ごとの初回の進入については、試験員が受験者に進入した旨を知らせた後、速やかに飛行経路に復帰した場合は、減点を行わない。

2-6 不合格区画に機体の半分以上が進入した場合は、試験を中止し、受験者を不合格とする。

2-7 制限時間の対象は、各試験科目において、試験員が受験者に離陸を指示した時刻から、機体が着陸した時刻までの時間とする。
。

減点細目	減 点 数	適用事項
(略)		
危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険な速度（<u>概ね</u> 5 m/s 以上）で機体を飛行させたとき ・ 試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき 合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき
墜落、損傷、制御不能	不	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機体を墜落させたとき ・ 機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき ・ 機体を損傷させたとき

、減点対象となる。ただし、移動開始地点から移動完了地点への飛行区画ごとの初回の進入については、試験員補助員が進入を知らせた後、速やかに飛行経路に復帰した場合は、減点を行わない。

6. 不合格区画に機体の半分以上が進入した場合は、試験を中止し、受験者を不合格とする。

7. 制限時間の対象は、各試験科目において、試験員が受験者に離陸を指示した時刻から、機体が着陸した時刻までの時間とする。

減点細目	減 点 数	適用事項
(略)		
危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険な速度（<u>おおむね</u> 5 m/s 以上）で機体を飛行させたとき ・ 試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき 合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき
墜落、損傷、制御不能	不	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機体を墜落させたとき ・ 機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき ・ 機体を損傷させたとき

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 機体を制御不能に陥らせたとき ・ 8の字飛行又は円周飛行において、設定された円形の<u>飛行経路の中心を含まず</u>周回させたとき 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 機体を制御不能に陥らせたとき ・ 8の字飛行又は円周飛行において、設定された円形の<u>飛行経路中心より手前で</u>周回させたとき
(略)					
指示と異なる飛行	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験員の指示と異なる手順で飛行させたとき ・ 試験員の指示と異なる方向に機体を移動させたとき又は指示と異なる機体の姿勢変化をさせたとき ・ 次の移動地点まで継続的に機首が試験員の指示と異なる方向を向いた状態で飛行させたとき（注3） ・ 試験員の指示を受ける前に機体の移動又は姿勢変化をさせたとき ・ <u>飛行経路逸脱のため、機体を飛行経路に復帰させるべき旨の指示を受けた</u>にも関わらず、機体を<u>概ね2秒以内に</u>飛行経路に復帰させなかったとき（注4） ・ <u>試験員が指示した高度と明らかに異なる高度で飛行させたとき</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験員の指示と異なる手順で飛行させたとき ・ 試験員の指示と異なる方向に機体を移動させたとき又は指示と異なる機体の姿勢変化をさせたとき ・ 次の移動地点まで継続的に機首が試験員の指示と異なる方向を向いた状態で飛行させたとき（注3） ・ 試験員の指示を受ける前に機体の移動又は姿勢変化をさせたとき ・ 機体の半分以上を減点区画に進入させたにも関わらず、機体を<u>速やかに</u>飛行経路に復帰させなかつたとき（注4） 	
(略)					
注 1 減点区画への移動開始地点から移動完了地点への飛行区					注 1 減点区画への移動開始地点から移動完了地点への飛行区

<p>画ごとの初回の進入については、試験員が受験者に進入した旨を知らせた後、機体を概ね2秒以内に飛行経路に復帰させた場合は、減点を行わない。</p> <p>注2～注8 (略)</p>	<p>画ごとの初回の進入については、試験員補助員が進入を知らせた後、機体を速やかに飛行経路に復帰させた場合は、減点を行わない。</p> <p>注2～注8 (略)</p>
<p><u>3. 口述試験（飛行後の点検と記録）の減点適用基準</u></p> <p><u>3-1</u> 口述試験のうち、飛行後点検及び飛行後の記録の科目については、次に掲げる基準を標準として減点を行うこととする。</p> <p><u>3-2</u> 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。</p> <p><u>3-3</u> 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。</p> <p><u>3-4</u> 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。</p> <p><u>3-5</u> 飛行後の点検に係る口述試験を通じて、点検漏れ、日常点検記録の記載漏れ又は誤り及び日常点検記録の軽微な誤りに該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いものののみを適用して減点を行う。</p> <p><u>3-6</u> 記録に係る口述試験を通じて、飛行記録の記載漏れ又は誤り及び飛行記録の軽微な誤りに該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いものののみを適用して減点を行う</p>	<p><u>(新設)</u></p>

3-7 点検及び記録は制限時間内に行うものとする。制限時間内に点検又は記録を行わなかった場合は、それぞれ点検漏れ又は記録漏れがあったものとして取り扱う。

減点細目	減点数	適用事項
不正行為	不	・受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき ・受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行ったとき
点検漏れ	5	・飛行後の機体の状態を確認するために必要な点検を一つでも行わなかったとき
日常点検記録の記載漏れ又は誤り	5	・提供される日常点検記録の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき又は誤りがあったとき
飛行記録の記載漏れ又は誤り	10	・提供される飛行日誌の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき ・飛行時間の計算に誤りがあったとき
日常点	1	・提供された様式の記入方法に従わず記録し、

<u>検記録の軽微な誤り(注)</u>		<u>点検日時や点検場所等を誤って記載を行ったとき</u>	
<u>飛行記録の軽微な誤り</u>	1	<u>・提供された様式の記入方法に従わずに記録し、飛行年月日、離陸場所又は着陸場所等を誤って記載を行ったとき</u>	
<u>注 口述試験（飛行前点検）において誤った記載等が行われ、減点を行っている場合には、当該内容について改めて減点を行わない。</u>			
4. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）の減点適用基準			(新設)
<p>4-1 口述試験のうち、事故又は重大インシデントの説明及び事故等発生時の処置の説明の科目については、抜け又は誤りがあった場合、5点を減点する。</p> <p>4-2 回答は制限時間内に行うものとする。未回答の場合は、5点を減点する。</p>			
5. 机上試験の減点適用基準			
<p>5-1 回答内容に誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。</p> <p>5-2 回答は制限時間内に行うものとする。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</p>			

III. 基本に係る実地試験

1. 一般（略）

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
2-1	(略)	(略)	<u>5分</u>

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果	<u>3分</u>

III. 基本に係る実地試験

1. 一般（略）

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
2-1	(略)	(略)	<u>1. 誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。</u> <u>2. 回答時間5分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</u>

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

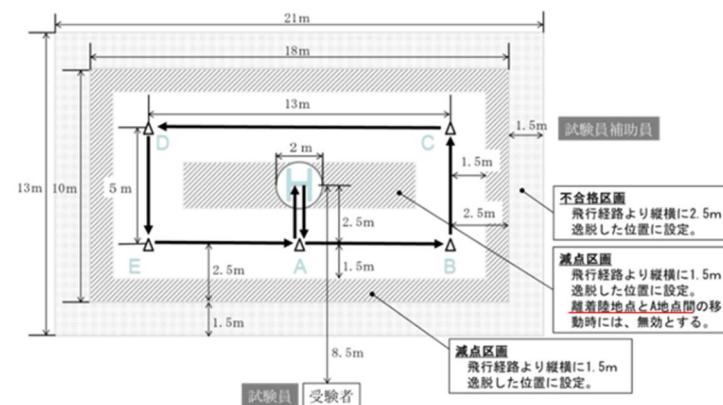
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
3-1	(略)	飛行空域及びその他 の確認事項を示し、結 果	<u>3-1の確認に漏 れ若しくは誤りが</u>

		を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2)（略） (3)必要な <u>許可書</u> 、 <u>承認書</u> 、 <u>技能証明書</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5)（略）			果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2)（略） (3)必要な <u>許可証</u> 、 <u>承認証</u> 、 <u>技能証明証</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5)（略）	<u>一つでもあった場合又は3-2及び3-3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u>												
3-2	（略）	（略）	<u>3-2から3-3までを通じて12分</u>	3-2	（略）	（略）												
3-3	（略）	（略）	<u>3-2から3-3までを通じて12分</u>	3-3	（略）	（略）												
4. 実技試験 試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。																		
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <th>番号</th><th>科目</th><th>実施要領</th><th><u>制限時間</u></th></tr> <tr> <td>4-1</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td><u>8分</u></td></tr> </table>						(略)				番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	4-1	（略）	（略）	<u>8分</u>	
(略)																		
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>															
4-1	（略）	（略）	<u>8分</u>															
4. 実技試験 試験科目の実施要領及び <u>減点適用基準</u> は、次表のとおりとする。																		
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <th>番号</th><th>科目</th><th>実施要領</th><th><u>減点適用基準</u></th></tr> <tr> <td>4-1</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td><u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は8分</u></td></tr> </table>						(略)				番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>	4-1	（略）	（略）	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は8分</u>	
(略)																		
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>															
4-1	（略）	（略）	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は8分</u>															

							<u>とする。</u>
4-2	(略)	(1) (略) (2) 試験員が口頭で指示する飛行経路及び手順で、機体の機首を進行方向に向けた状態での8の字飛行を、連続して <u>2周</u> 行う。 (3) (略)	<u>8分</u>		4-2	(略)	(1) (略) (2) 試験員が口頭で指示する飛行経路及び手順で、機体の機首を進行方向に向けた状態での8の字飛行を、連続して <u>二周</u> 行う。 (3) (略)
4-3	(略)	(1) (略) (2) 試験員が口頭で指示する飛行経路及び手順で直線上に <u>1往復以上</u> 飛行する。機首を常に受験者から見て前方に向けた状態で側方へ移動し続ける。 (3) 試験員からの緊急 <u>事態発生の宣言</u> があり次第、直線飛行を中断し、 <u>その場でホバリングを行う</u> 。その後、試験員からの緊急着陸を行う旨の口頭指示があ	<u>6分</u>		4-3	(略)	(1) (略) (2) 試験員が口頭で指示する飛行経路及び手順で直線上に飛行する。機首を常に受験者から見て前方に向けた状態で側方へ移動し続ける。 (3) 試験員からの緊急 <u>着陸を行う旨の口頭指示</u> が

		<p><u>り次第、高度を維持したま ま最短の飛行経路で指定 された着陸地点まで移動 する。</u></p> <p><u>(4) 移動完了後、着陸を行 う。</u></p>			<p>あり次第、最短の 飛行経路で指定 された緊急着陸 地点に着陸を行 う。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

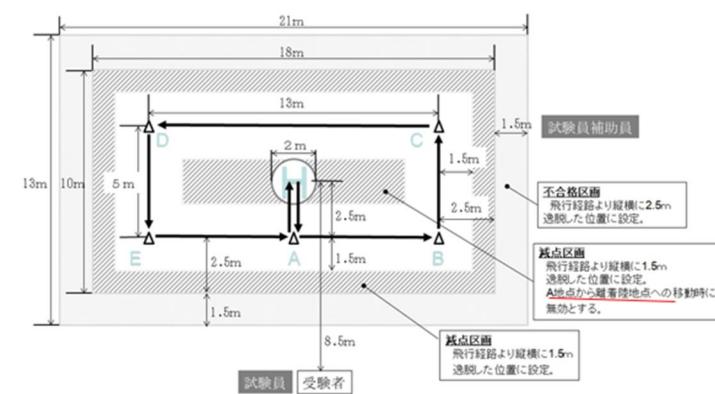
4-1 スクエア飛行の飛行経路



(略)

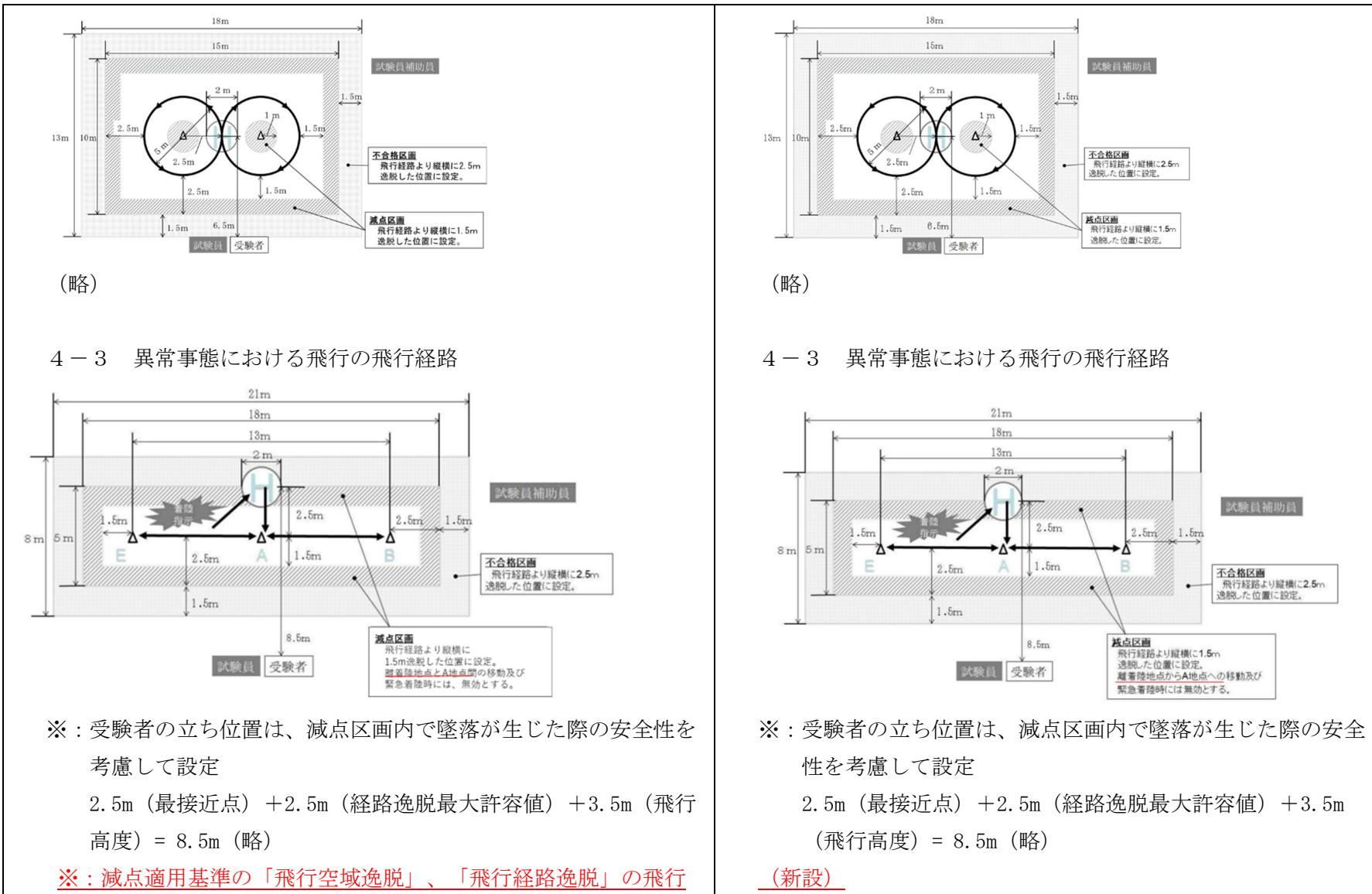
4-2 8の字飛行の飛行経路

4-1 スクエア飛行の飛行経路



(略)

4-2 8の字飛行の飛行経路



フェーズごとの適用の有無は以下のとおり（以下 IV. 4－2 項及び VI. 4－3 項において同じ。）

	<u>飛行空域逸脱（不合格区画関係）</u>	<u>飛行経路逸脱（減点区画関係）</u>	<u>飛行経路逸脱（ホバリング及び着陸時に、機体の半分を定められた区画（※）から逸脱させたとき）</u>
<u>離陸～離陸地点上空（ホバリング位置までの飛行）</u>	二	二	二
<u>ホバリング時</u>	二	二	○
<u>ホバリング終了後～緊急着陸の指示までの飛行</u>	○	○	二
<u>緊急着陸の指示後～着</u>	○	二	二

	<u>陸地点上空 までの飛行</u>				
	<u>着陸地点上 空～着陸ま での飛行</u>	二	二	○	
<u>※「II. 実地試験の減点適用基準」の注2を参照。</u>					

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
5-1	(略)	(略)	<u>5-1から5-2までを通じて 5分</u>
5-2	(略)	(略)	<u>5-1から5-2までを通じて 5分</u>

6. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
5-1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載漏 れ又は誤りが一つ でもあった場合、5 点を減点する。</u>
5-2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又は誤 りが一つでもあっ た場合、10点を減点 する。</u>

6. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
6-1	(略)	(略)	<u>3分</u>
6-2	(略)	(略)	<u>3分</u>
IV. 昼間飛行の限定変更に係る実地試験			
1. 一般 (略)			
2. 机上試験			
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
6-1	(略)	(略)	<u>1. 抜け又は誤りがあった場合、5点を減点する。</u> <u>2. 回答時間 3分以内に回答できること。未回答の場合は、5点を減点する。</u>
6-2	(略)	(略)	<u>1. 抜け又は誤りがあった場合、5点を減点する。</u> <u>2. 回答時間 3分以内に回答できること。未回答の場合は、5点を減点する。</u>

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
2－1	(略)	(略)	<u>5分</u>

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
3－1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせ	<u>3分</u>

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
2－1	(略)	(略)	<u>1. 誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。</u> <u>2. 回答時間5分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</u>

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
3－1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせ	<u>3－1の確認に漏れ若しくは誤りが</u>

		<p>る。</p> <p>確認事項（例）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>必要な許可書、承認書、技能証明書</u>等を携帯しているか。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>			<p>結果を答えさせる。</p> <p>確認事項（例）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>必要な許可証、承認証、技能証明証</u>等を携帯しているか。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p><u>一つでもあった場合又は3-2及び3-3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u></p>
3-2	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて12分</u>	3-2	(略)	(略)
3-3	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて12分</u>	3-3	(略)	(略)

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

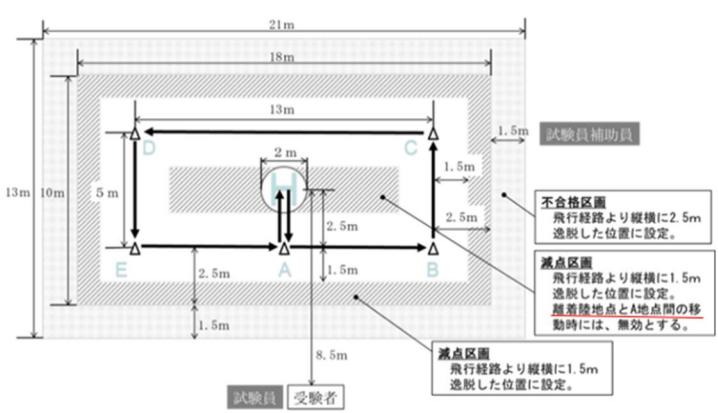
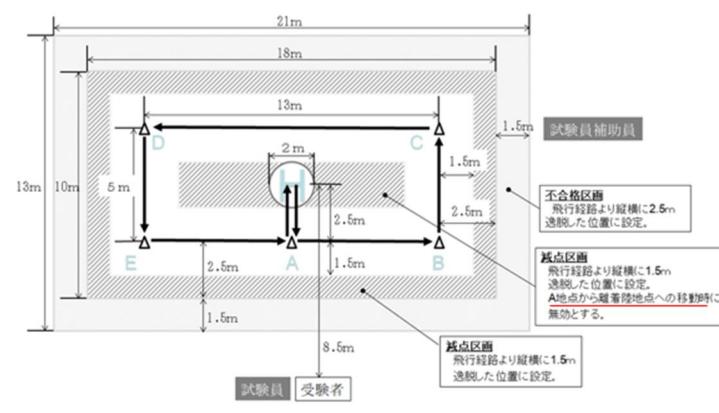
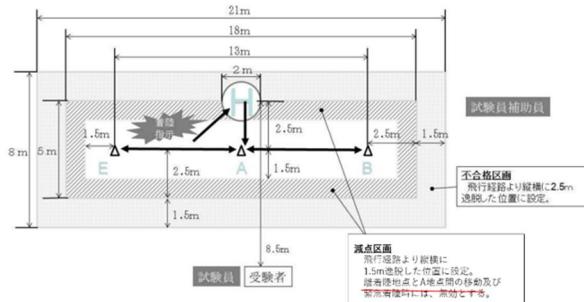
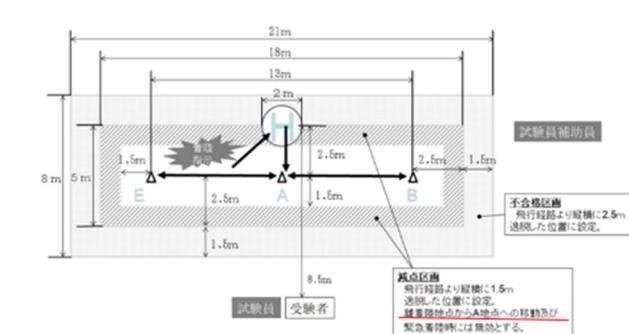
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
4-1	(略)	(略)	<u>9分</u>

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
4-1	(略)	(略)	<u>1.II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u>

								<u>2. 制限時間は9分とする。</u>
4-2	(略)	(1) (略) (2)試験員が口頭で指示する飛行経路及び手順で直線上に <u>1往復以上</u> 飛行する。機首を常に受験者から見て前方に向けた状態で側方へ移動し続ける。 (3)試験員からの緊急 <u>事態発生の宣言</u> があり次第、 <u>直線飛行を中断し、その場でホバリングを行う。</u> その後、 <u>試験員からの緊急着陸を行う旨の口頭指示があり次第、高度を維持したまま最短の飛行経路で指定された着陸地点まで移動する。</u>	<u>5分</u>	4-2	(略)	(1) (略) (2) 試験員が口頭で指示する飛行経路及び手順で直線上に飛行する。機首を常に受験者から見て前方に向けた状態で側方へ移動し続ける。 (3) 試験員からの緊急 <u>着陸を行う旨の口頭指示</u> があり次第、最短の飛行経路で指定された <u>緊急着陸地点に着陸を行う。</u>		<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は5分とする。</u>
4-1 スクエア飛行の飛行経路					4-1 スクエア飛行の飛行経路			

 <p>試験員補助員</p> <p>不合格区画 飛行経路より縦横に2.5m 逸脱した位置に設定。</p> <p>減点区画 飛行経路より縦横に1.5m 逸脱した位置に設定。 離着陸地点とA地点間の移動時には、無効とする。</p> <p>不合格区画 飛行経路より縦横に2.5m 逸脱した位置に設定。</p> <p>減点区画 飛行経路より縦横に1.5m 逸脱した位置に設定。</p> <p>(略)</p>	 <p>試験員補助員</p> <p>不合格区画 飛行経路より縦横に2.5m 逸脱した位置に設定。</p> <p>減点区画 飛行経路より縦横に1.5m 逸脱した位置に設定。 離着陸地点からA地点への移動時には、無効とする。</p> <p>不合格区画 飛行経路より縦横に2.5m 逸脱した位置に設定。</p> <p>減点区画 飛行経路より縦横に1.5m 逸脱した位置に設定。</p> <p>(略)</p>
<p>4-2 異常事態における飛行の飛行経路</p>  <p>試験員補助員</p> <p>不合格区画 飛行経路より縦横に2.5m 逸脱した位置に設定。</p> <p>減点区画 飛行経路より縦横に1.5m 逸脱した位置に設定。 離着陸地点とA地点間の移動及び 緊急着陸時には、無効とする。</p> <p>(略)</p>	<p>4-2 異常事態における飛行の飛行経路</p>  <p>試験員補助員</p> <p>不合格区画 飛行経路より縦横に2.5m 逸脱した位置に設定。</p> <p>減点区画 飛行経路より縦横に1.5m 逸脱した位置に設定。 離着陸地点からA地点への移動及び 緊急着陸時には、無効とする。</p> <p>(略)</p>
<p>5. 口述試験（飛行後の点検と記録）</p> <p>試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。</p>	<p>5. 口述試験（飛行後の点検と記録）</p> <p>試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。</p>

(略)				(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間	番号	科目	実施要領	減点適用基準
5-1	(略)	(略)	<u>5-1から5-2までを通じて5分</u>	5-1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載漏れ又は誤りが一つでもあった場合、5点を減点する。</u>
5-2	(略)	(略)	<u>5-1から5-2までを通じて5分</u>	5-2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又は誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u>

V. 目視内飛行の限定変更に係る実地試験

1. 一般 (略)

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
2-1	(略)	(略)	<u>5分</u>

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
5-1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載漏れ又は誤りが一つでもあった場合、5点を減点する。</u>
5-2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又は誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u>

V. 目視内飛行の限定変更に係る実地試験

1. 一般 (略)

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
2-1	(略)	(略)	<u>1. 誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。</u> <u>2. 回答時間5分以内に全問を回答できること。</u> <u>未回答の設問については</u>

								<u>、1問あたり5点を減点する。</u>
3． 口述試験（飛行前点検）								
試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。								
(略)								
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>	
3－1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） （1）・（2）（略） （3）必要な <u>許可書</u> 、 <u>承認書</u> 、 <u>技能証明書</u> 等を携帯しているか。 （4）・（5）（略）	<u>3分</u>	3－1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） （1）・（2）（略） （3）必要な <u>許可証</u> 、 <u>承認証</u> 、 <u>技能証明証</u> 等を携帯しているか。 （4）・（5）（略）	<u>3－1の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は3－2及び3－3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u>	
3－2	(略)	(略)	<u>3－2から3－3までを通じて12分</u>	3－2	(略)	(略)		
3－3	(略)	(略)	<u>3－2から3</u>	3－3	(略)	(略)		

			<u>— 3までを通じて12分</u>				
4. 実技試験 試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。						4. 実技試験 試験科目の実施要領及び <u>減点適用基準</u> は、次表のとおりとする。	
(略)						(略)	
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
4-1	(略)	(1)～(3) (4)移動完了後、 <u>機体を見ない状態</u> で着陸を行う。	<u>9分</u>	4-1	(略)	(1)～(3) (4)移動完了後、着陸を行う。	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。 2. 制限時間は9分とする。</u>
4-2	(略)	(1)GNSS、ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能OFFの状態で、目視内で機首を受験者から見て前方に向けて離陸を行い、高度3.5メートルまで上昇し、 <u>(2)のカメラ操作が完了するまで</u> ホバリングを行う。 <u>このホバリングは飛行経路逸脱に</u>	<u>5分</u>	4-2	(略)	(1)GNSS、ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能OFFの状態で、目視内で機首を受験者から見て前方に向けて離陸を行い、高度3.5メートルまで上昇し、	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。 2. 制限時間は5分とする。</u>

		<u>についての減点対象とはしない。</u> (2) ~ (6) (略)			ホバリングを行う。 (2) ~ (6) (略)	
		4-1 スクエア飛行の飛行経路			4-1 スクエア飛行の飛行経路	
		<p>4-1 スクエア飛行の飛行経路</p> <p>試験員 受験者</p> <p>不允格区画 飛行経路より縦横に2.5m 逸脱した位置に設定。</p> <p>減点区画 飛行経路より縦横に1.5m 逸脱した位置に設定。 離着陸地点とA地点間の移動時には、無効とする。</p> <p>飛行経路 飛行経路より縦横に1.5m 逸脱した位置に設定。</p>		<p>4-1 スクエア飛行の飛行経路</p> <p>試験員 受験者</p> <p>不允格区画 飛行経路より縦横に2.5m 逸脱した位置に設定。</p> <p>減点区画 飛行経路より縦横に1.5m 逸脱した位置に設定。 A地点から離着陸地点への移動時には、無効とする。</p> <p>飛行経路 飛行経路より縦横に1.5m 逸脱した位置に設定。</p>		<p>(略)</p> <p>(略)</p>
		4-2 異常事態における飛行の飛行領域			4-2 異常事態における飛行の飛行領域 <u>(目視外でのホバリング時)</u>	
		<p>試験員補助員</p> <p>試験員 受験者</p> <p>減点区画 所定のホバリングより1.5m 逸脱した位置に設定。</p>		<p>試験員補助員</p> <p>試験員 受験者</p> <p>減点区画 所定のホバリングより1.5m 逸脱した位置に設定。</p>		<p>(略)</p> <p>(略)</p>
		5. 口述試験 (飛行後の点検と記録)			5. 口述試験 (飛行後の点検と記録)	

<p>試験科目の実施要領及び<u>制限時間</u>は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="242 292 1100 800"> <thead> <tr> <th colspan="4">(略)</th></tr> <tr> <th>番号</th><th>科目</th><th>実施要領</th><th><u>制限時間</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5－1</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td><u>5－1から5－2までを通じて 5分</u></td></tr> <tr> <td>5－2</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td><u>5－1から5－2までを通じて 5分</u></td></tr> </tbody> </table>	(略)				番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	5－1	(略)	(略)	<u>5－1から5－2までを通じて 5分</u>	5－2	(略)	(略)	<u>5－1から5－2までを通じて 5分</u>	<p>試験科目の実施要領及び<u>減点適用基準</u>は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1163 292 1976 800"> <thead> <tr> <th colspan="4">(略)</th></tr> <tr> <th>番号</th><th>科目</th><th>実施要領</th><th><u>減点適用基準</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5－1</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td><u>点検結果の記載漏 れ又は誤りが一つ でもあった場合、 5点を減点する。</u></td></tr> <tr> <td>5－2</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td><u>記載の漏れ又は誤 りが一つでもあつ た場合、10点を減 点する。</u></td></tr> </tbody> </table>	(略)				番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>	5－1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載漏 れ又は誤りが一つ でもあった場合、 5点を減点する。</u>	5－2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又は誤 りが一つでもあつ た場合、10点を減 点する。</u>
(略)																																	
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>																														
5－1	(略)	(略)	<u>5－1から5－2までを通じて 5分</u>																														
5－2	(略)	(略)	<u>5－1から5－2までを通じて 5分</u>																														
(略)																																	
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>																														
5－1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載漏 れ又は誤りが一つ でもあった場合、 5点を減点する。</u>																														
5－2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又は誤 りが一つでもあつ た場合、10点を減 点する。</u>																														
<p>VI. 最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般 (略) 2. 机上試験 <p>試験科目の実施要領及び<u>制限時間</u>は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="242 1187 1100 1356"> <thead> <tr> <th colspan="4">(略)</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>科目</th> <th>実施要領</th> <th><u>制限時間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2－1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>5分</u></td> </tr> </tbody> </table>	(略)				番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	2－1	(略)	(略)	<u>5分</u>	<p>VI. 最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般 (略) 2. 机上試験 <p>試験科目の実施要領及び<u>減点適用基準</u>は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1163 1187 1976 1356"> <thead> <tr> <th colspan="4">(略)</th> </tr> <tr> <th>番号</th><th>科目</th><th>実施要領</th><th><u>減点適用基準</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2－1</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td><u>1. 誤りがあった場</u></td></tr> </tbody> </table>	(略)				番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>	2－1	(略)	(略)	<u>1. 誤りがあった場</u>								
(略)																																	
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>																														
2－1	(略)	(略)	<u>5分</u>																														
(略)																																	
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>																														
2－1	(略)	(略)	<u>1. 誤りがあった場</u>																														

								<p style="color: red;">合に、1問につき5点を減点する。</p> <p style="color: red;">2.回答時間5分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
3－1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） （1）・（2）（略） （3）必要な <u>許可書</u> 、 <u>承認書</u> 、 <u>技</u>	<u>3分</u>

								<p style="color: red;">合に、1問につき5点を減点する。</p> <p style="color: red;">2.回答時間5分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

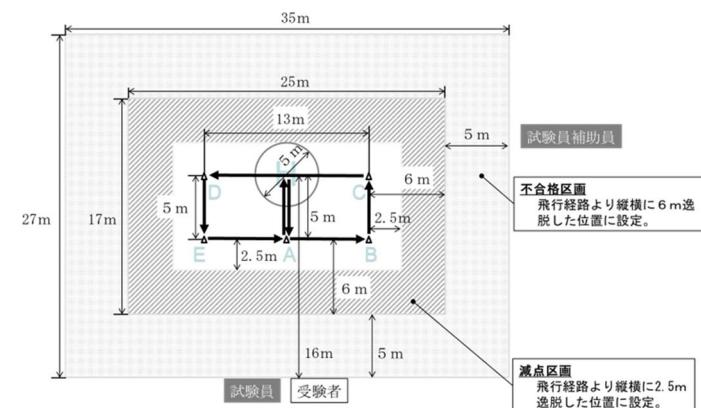
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
3－1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） （1）・（2）（略） （3）必要な <u>許可証</u> 、 <u>承認証</u> 、 <u>技能証明証</u> 等	<u>3－1の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は3－2及び3－3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一</u>

		能証明書等を携帯しているか。 (4)・(5) (略)					を携帯しているか。 (4)・(5) (略)	<u>つでもあった場合、10点を減点する。</u>
3-2	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて12分</u>	3-2	(略)	(略)		
3-3	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて12分</u>	3-3	(略)	(略)		
4. 実技試験 試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。							4. 実技試験 試験科目の実施要領及び <u>減点適用基準</u> は、次表のとおりとする。	
(略)				(略)				
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>	
4-1	(略)	(略)	<u>8分</u>	4-1	(略)	(略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u>	

								<u>2. 制限時間は 8分とする。</u>
4-2	(略)	<p>(1) GNSS、ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能ONの状態で、機首を受験者から見て前方に向けて離陸を行い、高度5メートルまで上昇し、5秒間ホバリングを行う。</p> <p>(2) 機体の機首を進行方向に向けた状態の円周飛行を、連続して<u>2周</u>行う。</p> <p>(3) 機首を(2)と逆方向に向け、逆方向の円周飛行を連続して<u>2周</u>行う。</p> <p>(4) 完了後、着陸を行う。</p> <p>※円直径は約10メートルとする。</p>	<u>8分</u>	4-2	(略)	<p>(1) GNSS、ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能ONの状態で、機首を受験者から見て前方に向けて離陸を行い、高度5メートルまで上昇し、5秒間ホバリングを行う。</p> <p>(2) 機体の機首を進行方向に向けた状態の円周飛行を、連続して<u>2周</u>行う。</p> <p>(3) 機首を(2)と逆方向に向け、逆方向の円周飛行を連続して<u>2周</u>行う。</p> <p>(4) 完了後、着陸を行う。</p> <p>※円直径は約10メートルとする。</p>	<u>1. II. 実技試験 の減点適用基準 を適用する。</u> <u>2. 制限時間は 8分とする。</u>	
4-3	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 試験員が口頭で指示する飛行経路及び手順で直線上に<u>1往復以上</u></p>	5分	4-3	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 試験員が口頭で指示する飛行経路及び手順で直</p>	<u>1. II. 実技試験 の減点適用基準 を適用する。</u>	

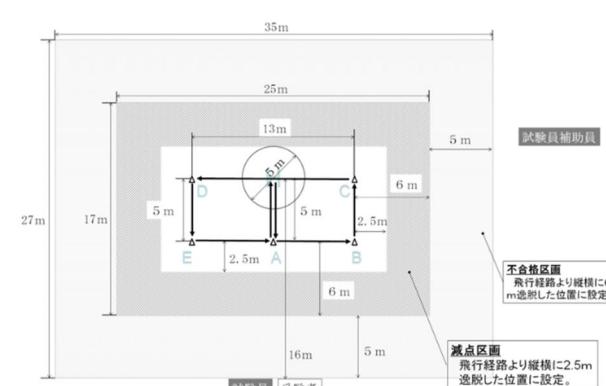
		<p>飛行する。機首を受験者から見て常に前方に向けた状態で側方へ移動し続ける。</p> <p>(3)試験員からの緊急事態発生の宣言があり次第、直線飛行を中断し、その場でホバリングを行う。その後、試験員からの緊急着陸を行う旨の口頭指示があり次第、高度を維持したまま最短の飛行経路で指定された着陸地点まで移動する。</p> <p>(4)移動完了後、着陸を行う。</p>			<p>線上に飛行する。機首を受験者から見て常に前方に向けた状態で側方へ移動し続ける。</p> <p>(3)試験員からの緊急着陸を行う旨の口頭指示があり次第、最短の飛行経路で指定された緊急着陸地点に着陸を行う。</p>	<p><u>2. 制限時間は5分とする。</u></p>
--	--	--	--	--	--	------------------------------

4-1 スクエア飛行の飛行経路



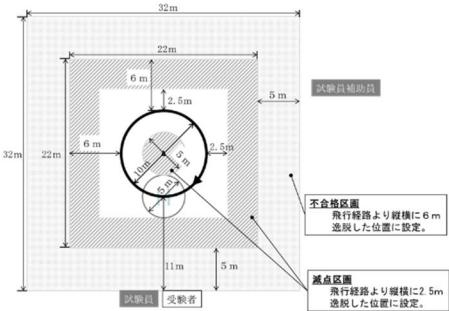
(略)

4-1 スクエア飛行の飛行経路



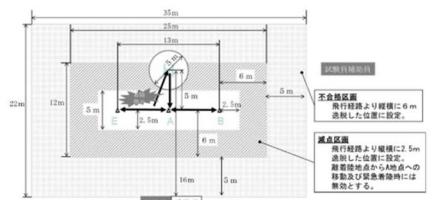
(略)

4-2 円周飛行の飛行経路



(略)

4-3 異常事態における飛行の飛行経路



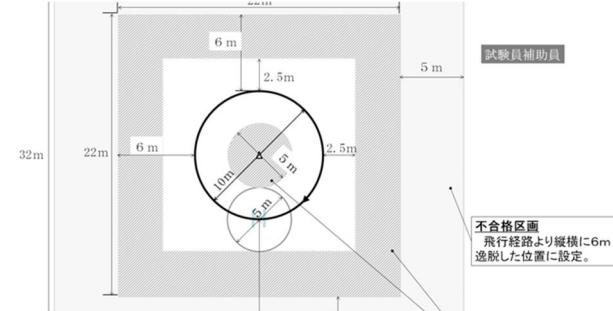
(略)

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

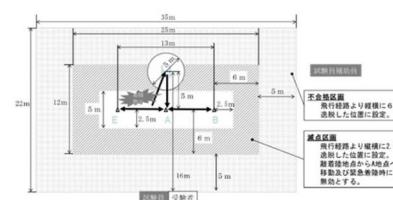
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>

4-2 円周飛行の飛行経路



(略)

4-3 異常事態における飛行の飛行経路



(略)

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>

5－1	(略)	(略)	<u>5－1 から 5－2 までを通じて 5 分</u>		5－1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載漏 れ又は誤りが一つ でもあった場合、5 点を減点する。</u>
5－2	(略)	(略)	<u>5－1 から 5－2 までを通じて 5 分</u>		5－2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又は誤 りが一つでもあっ た場合、10点を減点 する。</u>
VII. 準用					VII. 準用			
<p>第 I 章から第 VI 章までの規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用し、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。<u>なお、机上審査及び口述審査（事故、重大インシデントの報告及びその対応）の問題は、国又は指定試験機関から提供されたものを用いることとす る。</u></p>					<p>第 I 章から第 VI 章までの規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用し、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第 I 章第 1 項		無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼	無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼	第 I 章第 1 項		無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に	無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に	

	航空機（ヘリコプター）の実地試験（以下「実地試験」という。）	航空機（ヘリコプター）の修了審査（以下「修了審査」という。）		係る回転翼航空機（ヘリコプター）の実地試験（以下 <u>単に</u> 「実地試験」という。）	係る回転翼航空機（ヘリコプター）の修了審査（以下 <u>単に</u> 「修了審査」という。）	
第 I 章第 2 項、 <u>第 8 項及び第 11 項</u> 、第 II 章、第 III 章、第 IV 章、第 V 章並びに第 VI 章	実地試験	修了審査		第 I 章第 2 項、第 II 章、第 III 章 <u>見出し</u> 、 <u>第 1 項 1 - 1 及び 1 - 4</u> 、第 IV 章 <u>見出し</u> 、 <u>第 1 項 1 - 1 及び 1 - 8</u> 、第 V 章 <u>見出し</u> 、 <u>第 1 項 1 - 1 及び 1 - 5</u> 並びに第 VI 章 <u>見出し</u> 、 <u>第 1 項 1 - 1 及び 1 - 4</u>	実地試験	修了審査
第 I 章第 2 項、 <u>第 9 項、第 10 項及び第 12 項</u> 、第 II 章 <u>第 1 項 1 - 3、1 - 4 及び減点適用基準</u> 、 <u>第 2 項 2 - 3、2 - 4、2 - 6、2 - 7 及び減点手用基準</u> 、 <u>第 3 項 3 - 3、3 - 4 及び減点適用基準</u> 、第 III 章第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 IV 章第 2 項から第 4 項まで、第 V 章第 1 項 1 - 4、第 2 項から第 4 項まで並びに第 VI 章第 2 項から第 4 項まで	受験者	受講者		第 I 章第 2 項 <u>及び第 6 項</u> 、第 II 章、第 III 章第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 IV 章第 2 項から第 4 項まで、第 V 章第 1 項 1 - 4、第 2 項から第 4 項まで並びに第 VI 章第 2 項から第 4 項まで	受験者	受講者

第4項まで、並びに第 VI 章第2項から第4項まで				
第 I 章第 9 項、 <u>第 10 項</u> 及び第 12 項	受験者補助員	受講者補助員	(新設)	
第 I 章第 3 項から第 5 項まで、 <u>第 7 項、第 9 項、第 10 項及び第 12 項、第 II 章第 1 項減点適用基準、第 2 項</u> 、第 III 章第 1 項 1-3 及び 1-4、第 4 項、第 IV 章第 1 項 1-3、1-4 及び 1-8 並びに第 4 項、第 V 章第 1 項 1-3 から 1-5 まで及び第 4 項、第 VI 章第 1 項 1-3 及び 1-4 並びに第 4 項	実技試験	実技審査	第 I 章第 3 項から第 5 項まで <u>及び第 8 項、第 II 章、第 III 章第 1 項 1-2 及び 1-4、第 4 項、第 IV 章第 1 項 1-3、1-4 及び 1-8 並びに第 4 項、第 V 章第 1 項 1-3 から 1-5 まで及び第 4 項、第 VI 章第 1 項 1-3 及び 1-4 並びに第 4 項</u>	実技試験
第 I 章第 2 項、 <u>第 3 項及び第 11 項</u> 並びに第 II 章 <u>第 2 項 2-7 及び減点適用基準、第 III 章第 2 項から第 6 項まで、第 IV 第 2 項から第 5 項まで、第 V 章第 2 項から第 5 項まで、並びに第 VI 章第 2 項から第 5 項まで</u>	試験科目	審査科目	第 I 章第 2 項及び第 3 項 <u>並びに第 II 章から第 VI 章まで</u>	試験科目
第 I 章第 4 項、第 6 項 <u>から第 9 項まで及び第 12 項、第 II 章第 1 項 1-2 及び減点適用基準、</u>	試験員	修了審査員	第 I 章第 4 項、 <u>第 6 項及び第 8 項、第 II 章、第 III 章第 2 項から第 5 項まで、第 IV 章第 1 項 1-2 及び減点適用基準、</u>	試験員

<u>第2項2－2、2－5、2－7</u> <u>及び減点適用基準、第3項3－2、第III章第2項から第5項まで、第IV章第2項から第5項まで、第V章第2項から第5項まで並びに第VI章第2項から第5項まで</u>				2項から第5項まで、第V章第2項から第5項まで並びに第VI章第2項から第5項まで		
<u>第I章第4項から第9項まで及び第12項並びに第II章第1項減点適用基準及び第2項減点適用基準</u>	試験員補助員	修了審査員補助員		第I章第4項から <u>第6項</u> まで及び第II章	試験員補助員	修了審査員補助員
(略)				(略)		
<u>第I章第5項、第II章第1項減点適用基準第2項2－6及び減点適用基準、第3項減点適用基準、第III章第1項1－2及び第3項、第IV章第1項1－2及び第3項、第V章第1項1－2及び第3項並びに第VI章第1項1－2及び第3項</u>	試験	審査		第II章、第III章第1項1－2及び第3項、第IV章第1項1－2及び第3項、第V章第1項1－2及び第3項並びに第VI章第1項1－2及び第3項	試験	審査
<u>第II章第5項、第III章1－2及び1－4並びに第2項、第IV章第1項1－2及び1－8並びに第2</u>	机上試験	机上審査		第III章1－2及び1－4並びに第2項、第IV章第1項1－2及び1－8並びに第2	机上試験	机上審査

章第1項1－2及び1－8並びに第2項、第V章第1項1－2及び1－5並びに第2項、第VI章第1項1－2及び1－4並びに第2項			項、第V章第1項1－2及び1－5並びに第2項、第VI章第1項1－2及び1－4並びに第2項		
<u>第I章第12項、第II章第1項、第3項及び第4項、第III章第1項1－4、第3項、第5項及び第6項、第IV章第1項<u>1－8</u>、第3項及び第5項、第V章第1項1－5、第3項及び第5項並びに第VI章第1項1－4、第3項及び第5項</u>	口述試験	口述審査	第III章第1項1－4、第3項、第5項及び第6項、第IV章第1項1－8、第3項及び第5項、第V章第1項1－5、第3項及び第5項並びに第VI章第1項1－4、第3項及び第5項	口述試験	口述審査

附 則（令和7年12月5日付け国空無機第298768号）

(施行期日)

この通達は、令和8年6月5日から施行する。